企画競争説明書

業務名称: バングラデシュ国統合エネルギー・電力マスタープ

ラン策定プロジェクト

調達管理番号: 20a00835

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

第3章 特記仕様書案

第4章 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」 とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。 また、見積もりの際には2021年度報酬単価(月額上限額)を適用してください。(2021年3月3日お知らせ参照)

https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html

2021年3月17日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月17日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:バングラデシュ国統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト
- (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
 - (〇) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修 等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約につい ては消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加 算せずに積算してください。 (4)契約履行期間(予定):2021年6月 ~ 2023年12月 新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載 の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの 上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の16%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の16%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の8%を限度とする。

(6)部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します'。

1) 2021年度末 (2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者:【契約第一課、伊里 Isato. Maiko@jica.go.jp】

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源エネルギーグループ 第一チーム

5 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 *(特定の排除者はありません。)*

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2021年 3月26日 12時
- (2)提出先:上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者) 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
 - 注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
 - 注3)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。
- (3) 回答方法: 2021年4月1日までに当機構ウェブサイト上にて行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限: 2021年4月16日 12時
- (2)提出方法:

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンデーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3)提出先:当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類:
 - 1) プロポーザル・見積書
 - 2) <u>プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンデーション実施する場合</u> のみ)
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a)旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
 - ・本邦研修に係る経費(第3章、第6条、(10)参照)
 - ・環境社会配慮調査に係る経費(現地再委託経費)(第4章(3)参照)
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) エネルギー消費量調査(第4章(3)参照): 10,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨= 1.27421円
 - b) US\$ 1 =105.743 円
 - c) EUR 1 = 129.4 円
- 5) その他留意事項
 - a) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から 当機構が宿泊先を制限(指定)しているため、宿泊料については、一律 13,500円/泊(税抜き)として計上してください。ただし、滞在日数が3 0日又は60日を超える場合の低減は適用するものとします。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a)業務主任者/エネルギー政策
- b)低·脱炭素政策
- c)電源開発計画
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 28 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格ー最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点	
3 %未満	2.25点	
3%以上 5%未満	2.00点	
5%以上 10%未満	1.75点	
10%以上 15%未満	1.50点	
15%以上 20%未満	1. 25点	
20%以上 30%未満	1.00点	
30%以上 40%未満	0.75点	
40%以上 50%未満	0.50点	
50%以上 100%未満	0.25点	
100%以上	0 点	

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3)評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加 算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内)である場合、見積書を 開封し、価格評価を加味。

6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を 2021 年 4月30日(金)までにプロポー ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開すること とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
 - 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
 - * 4、5は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしま す。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報

- ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際 協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交 渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情 報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするととも に、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあ ります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」

(URL: https://www.ijca.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:長期エネルギー計画
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

- 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7)実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ▶ 業務主任者/エネルギー政策
- ▶ 低·脱炭素政策
- ▶ 電源開発計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/エネルギー政策)】

- a) 類似業務経験の分野:長期エネルギー計画策定に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域:バングラデシュ国及び全世界
- c) 語学能力: 英語

d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 低・脱炭素政策】

a)類似業務経験の分野:低・脱炭素政策

b)対象国又は同類似地域:<u>対象外</u>

c) 語学能力: 英語

【業務従事者:担当分野 電源開発計画】

a)類似業務経験の分野:再生可能エネルギーを含む電源開発計画

b) 対象国又は同類似地域:バングラデシュ国及び全世界

c) 語学能力: 英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1)共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を

目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の 実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求 めます。なお、プレゼンテーション及び資料は日本語とします。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力		
(1)類似業務の経験	7. 00	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	3. 00	
2. 業務の実施方針等	(40. 00)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	15. 00	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	15. 00	
(3)要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(28)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力:業務主任者/エネルギー政	(23. 00)	(10.00)
<u>策</u>	•	
ア)類似業務の経験	9. 00	4. 00
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3. 00	1. 00
ウ)語学力	4. 00	2. 00
エ)業務主任者等としての経験	4. 00	2. 00
オ)その他学位、資格等	3. 00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇</u>		(10.00)
ア)類似業務の経験		4. 00
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ウ)語学力		2. 00
エ)業務主任者等としての経験		2. 00
オ)その他学位、資格等		1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5. 00)	(8. 00)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	5. 00	5. 00
イ)業務管理体制 (a) # 数 (4 声		3. 00
(2)業務従事者の経験・能力:低・脱炭素政策	(11.00)	
ア)類似業務の経験	7. 00	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ)語学力	2.00	
エ)その他学位、資格等	2.00	
(3)業務従事者の経験・能力:電源開発計画 ア)類似業務の経験	(11. 00) 6. 00	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
つ)語学力	2. 00	
エ)その他学位、資格等	2.00	
十/ (ツ心丁四、具印寸	۷.	00

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。<u>また、実施時の資料についてはプロポーザ</u>ル提出時に併せてご提出ください。

- 1. 実施時期: 2021 年 4 月 21 日 (水) 14:00~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- 2. 実施方法:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b)電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注)当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている**「脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と受注者名(以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

バングラデシュ人民共和国(以下、「バングラデシュ」という)では、堅調な経済成長に伴って一次エネルギー需要が2007年から2017年の10年で約1.5倍増加(IEA 2017)しており、今後も増加が見込まれる中、エネルギー供給構造の転換点を迎えている。一次エネルギー源の約6割を依存していた国産天然ガスの生産量が減少する中、2018年には液化天然ガス(LNG)の輸入が開始され、今後もLNG輸入量が大幅に増加する計画となっている。また、バングラデシュは人口密度が高く用地取得が容易でないことから大規模な太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入余地には限りがあるものとみられており、現在の政府方針では石炭火力の設備容量の割合を現在の約1.5%から約32%(2041年)に高めることとなっているため(Revisiting PSMP 2016)、C02排出量の大幅な増加が見込まれている。

これまでバングラデシュ政府は、電力システムマスタープラン(Revisiting PSMP2016)、省エネマスタープラン(EECMP2016)、及びガスセクターマスタープラン(GSMP2017)といった、エネルギーサブセクター毎の長期計画を策定してきた。しかしながら、電力システムマスタープラン策定時から、需要想定の変化や低・脱炭素に向けた世界的な気運の高まりなど、現状に即したエネルギー計画の見直しが必要になっている。省エネマスタープランでは、優先すべき省エネ施策が定められているが、運輸分野までは対象とできていなかったことに加え、包括的なエネルギーデータ管理体制の脆弱さ、省エネ施策の一部が未実施であることなど、レビュー・補強が必要となっている。ガスマスタープランは、ガスセクターを所掌する電力エネルギー鉱物資源省(Ministry of Power, Energy and Mineral Resources: MoPEMR)のエネルギー局(Energy and Mineral Resources Division: EMRD)ではなく、同省電力局(Power Division: PD)を中心に電力セクターへのガス供給計画を策定したものであり、電力セクター以外のガスの需要想定や供給計画等を含めた包括的な計画とはなっていない。

パリ協定での「 2° C目標」(産業革命以降の平均気温上昇を 2° C未満に抑制する目標)の達成という世界共通の長期目標に向けた取り組みが世界的に加速している中、持続可能で近代的なエネルギーへのアクセス(ゴール 7)、及び気候変動とその影響への緊急の対処(ゴール 13)は、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs)において最も重要なテーマの一つである。バングラデシュは、国土の大部分が海抜 9 m 以下の低地であり、度重なるサイクロンの襲来や洪水といった自然災害が頻発する地理的条件から、気候変動に対して非常に脆弱な地域の一つであり、2009 年には「気候変動戦略・行動計画」を策定し、2020 年にはハシナ首相が気候脆弱性フォー

ラム (Climate Vulnerable Forum) の議長となるなど、気候変動に対する機運が一層高まっている。また、バングラデシュ政府が策定した「自国が決定する貢献」 (Nationally Determined Contributions: NDC) では、国際的な支援を受ける条件の下では、特別な対策を講じない (Business As Usual: BAU) シナリオと比較して36 MtCO2e の温室効果ガスの削減(15%以上の削減)を目標に掲げている。また、パリ協定にて定められている進捗状況評価(2023年)、及びより高い目標を設定したNDCの再提出(2025年)においては、更なる温室効果ガスの削減目標を設定する必要となる可能性がある。気候変動に対応する国際的な潮流を踏まえて、バングラデシュ国内での取り組みを実現していくべく、温室効果ガス排出の大宗を占めているエネルギー分野において長期エネルギー政策を策定する必要がある。

低・脱炭素に向けた世界的な潮流の中で、不安定な再工ネ電源を補完するものとして化石燃料を使用する電源(特に石炭火力発電)運用の効率化/最適化を図ることが重要である。経済成長にとって不可欠である投資を呼び込むための環境整備という観点からも、低・脱炭素社会実現を見据えた長期的なエネルギー計画策定の必要性が高まっている。また、長期エネルギー計画を策定する上で、温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証(Measurement、Reporting and Verification。以下、「MRV」という)の基礎となるエネルギー統計データの収集・管理体制の整備が必要となっている。加えて、現在、バングラデシュが推進中のLNG輸入を促進するためには、ガスセクター全体の事業実施体制やLNG輸入に係る法的枠組みの整備が必要となっている。

バングラデシュは、上述のエネルギーサブセクター毎に策定されている長期計画を見直し、取りまとめた国全体としての統合的なエネルギー開発方針を策定し、低・脱炭素社会実現に向けてより具体的かつ実効性のある対応策の強化・実施が求められる局面にある。係る中、「環境(Environment)」への適合を中心にしつつ、「エネルギー安全保障(Energy Security)」の確保及び「経済効率性(Economic Efficiency)」の向上、加えて「安全性(Safety)」の確保という「3E+S」を追求した、中長期的な低・脱炭素エネルギー政策の必要性から、統合エネルギー・電力マスタープラン策定の支援が要請された。

要請を受け、機構は事業内容に係る協議を行い、電力エネルギー鉱物資源省との間で協議議事録(M/M)の署名を行った。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

バングラデシュにおいて、統合エネルギー・電力マスタープランの策定支援を行うことにより、エネルギーの安定供給及び経済合理性の確保を前提としつつ、低・脱炭素エネルギー需給システムの構築に寄与する。

具体的には、以下の指標が改善される。

- ●エネルギー強度 (年間の一次エネルギー消費量/GDP PPP) が改善する。
- ●二酸化炭素強度(二酸化炭素排出量/GDP PPP)が改善する。

(2) 期待される成果

1) バングラデシュの持続可能な開発の達成のために必要となる、低・脱炭素エネルギー需給システム構築の実現を見据えた統合エネルギー・電力マスター プランが策定される。

(パリ協定や「Vision2041」で定める目標の達成を念頭に、2050年、2041年、2030年を目標年次として、国際エネルギー機関による長期エネルギー需給バ

ランスのシナリオ分析に準拠する複数のシナリオを含む長期計画を策定する。)

2) MRV によって収集された情報を基に政策策定、計画、実施、モニタリングを 行うための基礎となるエネルギーデータ管理体制が強化される。

(3) 対象地域

バングラデシュ全国

(4) 関係官庁・機関

本プロジェクトの実施体制、関係官庁・機関は以下のとおりである。

- 1) 実施機関: MoPEMR のうち下記2部署
 - ①EMRD: 主に一次エネルギー全体の需給計画策定、LNG 法的枠組み検討を担当②PD: 主に電力システム計画策定を担当
- 2) Joint Coordination Committee (JCC)

6か月に一度を目途に、事業の意思決定を行う。EMRD)、及びPDの次官が交互に議長を務める。具体的な作業や分析を行う各Technical Working Group (TWG)の代表機関、JICA専門家等が参加する。

3) Steering Committee for Balance of Primary Energy Supply/Demand (一次 エネルギー収支委員会)

EMRD (議長) が所管する一次エネルギーの収支バランス分析に関して、関係機関 (BERC、Petrobang la、送配ガス会社等に加えて、環境省や運輸交通省等の関連省庁) の意見調整等を行う。

- 4) Steering Committee for Power System Development (電力システム委員会) PD (議長) が所管する電力システム計画策定に関して、関係機関 (BERC、 送電公社、配電会社等に加えて、環境省や運輸交通省等の関連省庁) の意見 調整等を行う。
- 5) Technical Working Group (TWG)

計画策定に係る具体的な作業や分析を行う。プロジェクトを通じて設置・運営予定。TWG1(一次エネルギー収支分析)、TWG2(電力システム計画)、TWG3(エネルギーデータ管理)、TWG4(LNG 法的枠組み)の各ワーキンググループに分かれて各種検討を行う。TWG1、及び TWG4 は一次エネルギー収支委員会の下で、TWG2 は電力システム委員会の下で活動を行う。分析の基礎となるエネルギーデータを扱う TWG3 は両委員会に報告する。

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

JICA はこれまで、バングラデシュにおいて「電力マスタープラン改訂に係る情報収集・確認調査」(2014 年~2016 年)や「省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」(技術協力)(2013 年~2014 年)を実施し、電力・エネルギーセクターの長期的な計画策定を支援してきた。また、「電力・エネルギーセクターアドバイザー」(専門家派遣)(2019 年~)や、「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト」(技術協力)(2019 年~)なども実施中である。また、円借款では、「再生可能エネルギー開発事業」(2013 年 L/A 調印)や「省エネルギー推進融資事業(フェーズ 1 及びフェーズ 2)」(2016 年及び2019 年 L/A 調印)により、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー機材導入の促進を支援している。さらに、「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ

1)」(2014年第一期 L/A 調印)により高効率火力発電の導入によるエネルギー源の多様化や、「ダッカーチッタゴン基幹送電線強化事業」(2015年 L/A 調印)により送配電における電カロスの低減にかかる支援を実施中である。海外投融資では、「シラジガンジ高効率ガス火力発電事業」(2017年承諾)、及び「モヘシュカリ浮体式 LNG 貯蔵再ガス化設備運営事業」(2017年承諾)に対し IFC と協調融資を行ったほか、アジアインフラパートナーシップ信託基金(Leading Asia's Private Infrastructure Fund: LEAP)への出資を通じて、「メグナハットガス複合火力発電事業」(2020年融資契約)を支援している。

第4条 業務の目的

本業務は、バングラデシュの持続可能な開発の達成のために必要となる、低・脱炭素エネルギー需給システム構築の実現を見据えた統合エネルギー・電力マスタープランを策定すること、及びエネルギーデータ管理体制強化を目的に実施するものである。

第5条 業務の範囲

本業務は、2021年3月末までにJICAとバングラデシュ国側との間で署名予定のR/Dに基づく開発計画調査型技術協力として、本業務受注コンサルタント(以下、コンサルタント)は、「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 低・脱炭素社会実現に向けた長期計画

バングラデシュは、国土の大部分が海抜9m以下の低地であり、度重なるサイクロンの襲来や洪水といった自然災害が頻発する地理的条件から、気候変動に対して非常に脆弱な地域の一つである。低・脱炭素に向けた国際的な潮流を背景に、本プロジェクトはバングラデシュでの低・脱炭素社会実現に向けた取り組みの一つであることを、詳細計画策定調査にてバングラデシュ政府と再度確認した。加えて、詳細計画策定調査では、低炭素だけではなく、脱炭素社会の実現にむけた取り組みであるというバングラデシュ側の認識も確認できた。

一次エネルギー供給の大宗を占める電力セクターだけでなく、運輸セクターや産業 セクターにおける需要想定、低炭素政策・計画・技術の提案についても調査対象に含 めることとする。

JICA は、本プロジェクトで策定を支援するマスタープランは、長期エネルギー政策の策定を通して、パリ協定に定められているグローバルストックテイク(進捗状況評価)(2023年)、及びラチェットアップ(進捗状況評価に基づく NDC の再提出)(2025年)によるより高い目標値の設定に寄与する取り組みであることを確認した。本業務の成果が同プロセスに上手く貢献して行けるよう、業務工程の工夫、関係者への働き掛け、合意形成準備を適時行うこと。

また、JICAでは、日本政府の方針に基づき、現在、「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ2)に係る協力準備調査を実施している。本プロジェクトで提案される低・脱炭素エネルギー需給システムは、同準備調査における発電所の設備運用計画や環境対策設備等計画を包含するものとなることから、マスタープラン検討過程

においては、調査関係者とも充分にコミュニケーションを図り、整合性(※)のある計画を提案できるよう留意すること。具体的方法は、本事業開始後関係者との協議を経て決定することとするが、現時点で想定し得る「整合性」のアイデアについて、プロポーザルにおいて提案すること。

(※)協力準備調査における石炭火力発電所の運用計画と、中長期的観点から低・脱炭素化を目指す本事業での長期計画との整合性

長期エネルギー・電力需給シナリオを検討する際には、パリ協定における低・脱炭素化の目標やバングラデシュ等途上国の位置付けを踏まえつつ、ベンチマークとなるような国・地域のエネルギー長期需給計画や長期脱炭素戦略等も参考に、基本的な方向性を検討する。シナリオの比較検討に当たっては、安定供給・安全性、経済性、環境等エネルギー開発に関する基本的な視点を可能な限り定量的に分析する。また、エネルギー・気候変動に関する各種国際機関や政府組織等が発表している、技術革新や価格変動見通し等をレビューし、バングラデシュの脈絡において適用すべき条件を関係者間で協議の上設定する。その上で、短・中・長期的な観点からメリット、デメリットを包括的に評価する。具体的な方法についてはプロポーザルにて提案すること。

(2) 実施体制

本業務においては、EMRD を議長として一次エネルギーの需給バランスに係る意思決定を行う委員会(一次エネルギー収支委員会)と、PD を議長として電力システム開発に係る意思決定を行う委員会(電力システム委員会)が設立される予定である。一次エネルギー需給バランスの検討と電力システム開発の検討は、本来は別々に議論されるべきものではないため、EMRD 中心の一次エネルギー収支委員会に対して PD の代表者を、PD 中心の電力システム委員会に対しても EMRD の代表者を参加させる構造になっている。両委員会間の連携については一義的にはバングラデシュ側が責任をもって調整するべき事項であるが、本業務においても両委員会における意思決定が首尾一貫したものとなるよう留意すること。

また、両委員会で、エネルギー・電力セクター以外における需要想定や MoPEMR 以外の省庁(特に運輸、産業、民生セクターを所掌する省庁)を巻き込んだ議論を行う計画である。そのため、MoPEMR 以外の省庁との調整業務は MoPEMR 関係者が責任をもって実施する予定であることをバングラデシュ側と確認している。本業務においては、他省庁が所管する低脱炭素政策や計画などの情報収集、他省庁が有する具体的な需要データの収集・分析、他セクターにおける需要予測、それら情報収集や分析を基にした低脱炭素政策/計画/技術の提案・議論などが、MoPEMR と他省庁との間で円滑に進むように適宜側面支援するよう留意すること。

(3) 関係者との合意形成

本件は、エネルギー大臣等ハイレベルの関心が高く、また、関係省庁が多岐に亘ることから、実施に向けた関係者の合意形成・調整等を円滑に進めるためには、計画段階からこれら関係者が本事業での分析結果や提案を正確に理解することが不可欠である。事業実施過程を通してバングラデシュ政府及びメディア世論とのコミュニケーションを戦略的に行うことが不可欠である。プロポーザルにおいて、関係者間の合意形成やコミュニケーション方法について具体的な提案を行うこと。

(4) 近隣国との域内連系

再生可能エネルギーの導入可能性が限定的であると考えられるバングラデシュにおいて電源の脱炭素化を検討するにあたって、包蔵水力が多く水力発電所の開発可能性が高い近隣諸国(ネパール、ブータン、インド)との電力融通を検討する必要がある。域内における経済統合や系統統合の既存メカニズムを最大限活用する方策を検討し、国内外の需給見通しを踏まえた電源・電力開発計画及び低(脱)炭素電力価値も考慮した新たな国内/広域電力取引や料金制度等の提案を行う。また、それらの具体化に向けたアクションを盛り込んだ計画を提言する。

なお、検討にあたっては、別途 JICA が実施中の「南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール(BBIN)各国の電力連結性強化に係る情報. 収集・確認調査 (BBIN 連系調査)」における分析結果や提言、既存の広域連系に係る調査・提言、アセアン地域等他地域における国際連系における実施状況や、日本の電力会社間の垣根を越えた系統の広域的運用方法を参考にすると共に、インドを中心とした南アジア域内の特殊性に留意する。特にインド電力省(Ministry of Power)が発表した国際連系に係るガイドライン(Guidelines on Cross Border Trade of Electricity (2016))、南アジア地域協力連合(SAARC)での合意事項(SAARC Framework Agreement for Energy Cooperation(2014))、インド Central Electricity Regulatory Commission(CERC)が調整する規制、二国間協定(Framework Agreement on Hydropower Development and Trade(2006))、また、South Asia Regional Initiative for Energy Integration(SARI/EI)による活動等、最新の動向を整理のうえ制度等の提案に反映させること。

(5) ガスセクターに係る調査

1) LNG の法的枠組みについて

「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト」(技術協力)でも LNG 輸入に係る法的枠組み整備の支援を実施開始している。具体的には、BERC や Petrobang la などに対して、ガス事業の実施・運営体制の改善に向けて、米国の FERC の事例や、LNG 輸入にかかる契約文書の留意点などについて紹介し、ガス事業の実施・運営体制改革に向けた意識醸成、方向性の確認などを実施している。本事業の「LNG 法的枠組み」では、上記活動との関連が深いため、上記技プロにて醸成された意識や方向性を、より具体的な活動を取りまとめたアクションプランを本マスタープランの一部としてまとめる。

具体的な法令、規則の草案策定については、法務の専門的なリソースを集中的に投入する必要があるため、本事業では対象外とするものの、その草案策定に必要な活動を取りまとめたアクションプランを提案し、バングラデシュ側と合意する。アクションプランに基づいた具体的な草案策定作業に対しては、計画中のエネルギーセクター全体の開発政策借款(DPL)における政策目標の一つとして設置し、バングラデシュ側による法令化の支援を行うことを検討している。

2) ガスパイプラインの長期計画について

「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト」(技術協力)では、パイプライン等のガスインフラのデジタル化や管路網シミュレータの導入の支援を通して、全国の送ガスパイプラインのインフラ開発計画の策定を支援している。本事業は、上記活動との関連が深いため、上記技プロで進

められているパイプラインインフラの長期計画をマスタープランに取り込むよう進める。

3) 国内ガス田の残存量分析/オフショア開発可能性分析

国内ガス田やオフショアガス田の開発に係る情報収集や分析について、バングラデシュ側から要望が高かったものの、限られたリソースを有効に配分する観点から、本調査においては、新規の情報収集や分析は実施せず、既存のデータを活用することでバングラデシュ側と合意している。

(6) 配電システムの高度化

全国(都市部、地方部)の配電計画策定を本マスタープラン内で実施することについて、PD側から強い意向が示された。詳細計画策定調査の結果、本マスタープランにおいては、①全国の配電部門の簡易調査、②問題分析、③後続プロジェクト(都市配電計画策定、地方配電計画策定)のTOR作成、を行うことで合意した。後続プロジェクトとして、都市配電計画の策定、及び配電網の運用改善に関する技術協力プロジェクトについて、先方政府から日本側に要請があれば検討することとしている。

地方配電計画の策定に関しては、世界銀行が技術支援、及び資金協力を計画中であり、世界銀行との大枠での役割分担(JICA が都市配電、世界銀行が途方配電を担当)について PD、世銀と基本合意した。具体的な活動の開始時期の調整や詳細な活動 TOR については、引き続き世界銀行と協議する予定。

上記を踏まえて、本業務開始後速やかにバングラデシュ側とアウトプットの具体的イメージについて認識共有をした上で本業務を行う。

(7)環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」においてカテゴリBに分類される。調査実施にあっては、戦略的環境アセスメント(SEA: Strategic Environmental Assessment)の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、再構築作業に当たって複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。バングラデシュ国の環境法令に基づく、SEAにかかる環境許認可取得の要否やプロセス等について、業務開始後のできるだけ早い段階でバングラデシュ側関係機関と協議・調整・確認し、許認可取得が必要な場合には手続きを支援すること。また、SEAにて実施するステークホルダー協議にあたっては、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、影響を受ける可能性のある地域住民や広く知見・意見を有する個人・団体含めて合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を実施機関が主体的に行うよう支援すること。

(8)業務工期

全体工程は、契約後30ヶ月とする。現地業務開始から12ヶ月後を目途に、バングラデシュ側関係機関との意見交換を踏まえた上でのマスタープラン案の検討結果を含む「ドラフトマスタープランレポート」を提出すること。その後、バングラデシュ政府内においてマスタープランを承認するための合意形成・承認手続きへの側面支援を目的とした現地業務(約6か月)を実施し、承認後のマスタープランを含む「マスタープランレポート」を提出する。

エネルギーデータ管理体制強化に係るキャパシティビルディングについては、マスタープラン策定作業中(開始から12ヶ月後まで)には0JT形式によるデータ収集・分析を実施することを想定している。また、ドラフトマスタープランの策定後(12ヶ月後から30か月後)には、バングラデシュ側が自身でエネルギーデータを更新・管理できるよう、管理体制の提案・整備を実施する。

(9) エネルギー消費量調査(ガス、電気会社の小売データの収集・分類・分析) バングラデシュではエネルギー統計データの正確な把握が出来ていない状態である。特に需要側のデータは、多様かつ膨大な需要家のデータを把握することが困難である。本調査では、ガス会社、及び電力会社の小売データを収集し、各顧客を業種別で分類することで、需要側の各セクター、及び業種別の消費動向を分析する一助とする。

なお、エネルギー消費量調査の業務は、第7条(2)の「エネルギーデータ管理体制整備(キャパビル)」とは別に実施されるものであるものの、バングラデシュ側が継続的に更新・管理できるようにすることが重要である。よって、データ収集の手法について詳細な記録を残し、再委託による原データ(個票データ)をバングラデシュ側に共有することとする。

ガス、電力会社の小売データの収集、分類については現地再委託による調査実施 を認める。具体的な調査方法はプロポーザルにて提案すること。

(10) 本邦研修

本業務では、2021 年度後半を目途に本邦研修(各 SC 毎に 8 名、10 日程度)を予定している。日本における長期エネルギー計画策定プロセスに係る経験について講義や実地訓練を行う。また、本業務には多岐にわたるステークホルダーとの議論・意見調整を要するため、バングラデシュ国内における一次エネルギー収支委員会や電力システム委員会、JCC での議論では意思決定が最終化しない可能性もある。日本側のファシリテーションによってバングラデシュ側が議論する場として本邦研修の機会を活用する。具体的な研修内容や訪問先等をプロポーザルにおいて提案する。

本事業において予定している本邦研修に加えて、国別研修「電力の質向上に係る能力強化」(2021 年~2022 年)についてもバングラデシュ側から要請を受けている。本事業における配電分野の課題分析と親和性が高く、本業務で一緒に実施することで効率性向上、また相乗効果が期待できることから、本業務にて研修の受入業務、監理業務、実施業務を行うこととする。具体的な研修内容や訪問先等をプロポーザルにおいて提案すること。

なお、JICA 国内機関の状況により希望時期の受け入れが不可能な場合もあることから、調査開始後、C/Pの都合も勘案のうえ、本邦研修の実施時期、人選については早めに JICA に提案するよう留意する。提案後の実施時期等の変更も可能であるが、国内機関との調整を要することから速やかに JICA に報告すること。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる 経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017年6 版

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pw qg3-att/tra_201607_guide.pdf) を参照のうえ、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

(11)コロナ感染症対策による影響

本事業は、現地業務及び国内業務から構成されるが、公示時点では、バングラデシュ及び日本ともに出入国に一定の制限が設けられている。このため、双方向のスムーズな渡航に一定レベルで支障が残る状態が続く前提で、業務計画を検討すること。なお、渡航制限が完全に解除された時点で、事業計画を再検討し必要に応じて契約変更を行うこととする。

第7条 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を国内業務、現地業務毎に 具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。

- (1) 国家計画及びエネルギーセクターの現況レビュー
 - 1) 国家計画及び各セクターの既存 MP のレビュー
 - 2) 気候変動対策、及び環境問題に係る政策、計画のレビュー(NDC)
 - 3) 将来のエネルギーミックス、及び低・脱炭素政策・技術による効果の評価を 含めた長期的なシナリオの設定(複数)
- (2) エネルギーデータ管理体制整備(キャパビル)
 - 1) エネルギーデータ管理の現状確認、課題の把握
 - 2) 最新エネルギーデータ (一次エネルギーの供給側、及び需要側) の収集・ 分析
 - 3) エネルギーデータ管理体制の強化のための提案、支援(体制構築、クラウドシステム構築) (対象は主に HCU、SREDA)
 - 4) GHG インベントリ報告書作成の支援、提案。
 - 5) NDC 更新に向けた提案
- (3) 一次エネルギー供給・最終消費のバランス分析
 - 1) 第8次五か年計画、Revisiting PSMP2016、EECMP2016、GSMP2017、その他 関連政策/計画の分析、経済開発見込みの分析
 - 2) 2050 年を目標年次としたエネルギー需要予測、供給計画の策定
 - 電力、民生、商業、産業、運輸、農業セクターにおける一次エネルギー需要予測と供給計画策定に向けた基本情報の収集・分析
 - 一次エネルギー調達計画の策定
 - LNG 備蓄方針、設備計画
 - 3) エネルギー効率化計画の策定
 - EECMP2016 のレビュー、産業・民生・商業分野における省エネ施策の分析
 - 運輸セクター(EECMP2016ではスコープ外)の省エネ施策の分析
 - 低炭素政策・技術・サービスの導入促進に係る実施計画・施策形成の提案 (税制等の優遇策を含む)
 - 低炭素政策・技術・サービスの導入促進に係る障害(法令、規制)の特定、対応策(法制改正)
 - 4) 長期エネルギー需給バランスのシナリオ分析(目標年次:2030年、2041 年、2050年)

- 国際エネルギー機関による長期エネルギー需給バランスのシナリオ分析 (STEPS、SDS、NZE2050) に準拠する複数のシナリオを含む長期計画を策 定
- エネルギー需給システム構築に向けた包括的な計画の策定(気候変動対策 及び経済開発における 2050 年までの政府目標を考慮)
- 包括的エネルギー需給システムを構築するためのシナリオを達成するため の政策、計画、技術をバックキャスティング手法によって提案する。
- 5)上記シナリオを実施するにあたっての財務的コストと便益の計算・分析、 及び国家財政への影響評価。
- 6) エネルギー需給システム構築のために必要となるインフラ開発、及び制度 構築に係る短期/中期のコスト・便益の計算・分析
- 7)優先シナリオ実施に向けたアクションの提案

(4) 電力システム計画の策定

- 1) Revisiting PSMP2016、EECMP2016のレビュー
- 2) 0&M 政策分析
- 3) 電源開発計画、送電開発計画の策定、及び関連課題の分析
 - 電源開発計画(国内外リソースからの調整力・予備力の確保のための制度・システム検討(火力発電、蓄電池等の運用方法の検討)を含む)
 - 基幹系統計画(系統增強、安定化設備、系統運用能力強化、電圧維持対策)
 - 上記を公平・効率的に整備するための制度設計の提案(中央給電所の指令 権限の強化、罰則を含む義務規定の法整備など)
 - 配電系統概念計画
 - (①全国の配電部門の簡易調査、②問題分析、③後続プロジェクト(都市配電計画策定、地方配電計画策定)の TOR 作成)
 - 再生可能エネルギー導入促進政策、計画(再生可能エネルギー、蓄電池、 分散型 EMS、需要側マネジメント(政策、制度、技術、投資促進)を含む)
 - 電力システム開発計画における分散型エネルギーシステムの位置づけ
 - 電源構成の最適比率の見直し
 - IPP 取り組み方針
 - 需給双方の電力取引の在り方及びタリフ分析、価格メカニズムの検討
- 4) 燃料価格や再生可能エネルギー・蓄電池等需給システムに係るコスト変動 による経済インパクトの分析と対策の検討
- 5) 電力システム計画の実施に向けたアクションの提案

(5) LNG輸入に係る法的枠組み検討

- 1) バングラデシュにおける現行法令、規則の分析と課題の特定
- 2) ガス事業に係る法令、規則の草案策定に向けたアクションプランの提案
- (6) 環境社会配慮(SEA の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較 検討)

詳細計画策定調査における境社会配慮確認結果及び、R/Dに基づき、最低限以下の内容を実施する。

- 1)戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策 (Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング (政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会環境項目とその評価方法を明らかにすること)を実施したうえで、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- 2) 主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア. 政策、計画等の目的・目標の検討
 - イ. 諸制約のなかで目標を達成するための代替案の検討
 - ウ. 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発 区域の地図等)
 - エ. スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - オ. ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民の生活 区域及び経済社会状況等)の確認
 - カ. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関 連する法令や基準等
 - 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離有無の確認および乖離がある場合の対処方針についての整理。
 - 関係機関の概要
- 3)影響の予測
- 4) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(政策 (Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program) レベル)
- 5)緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 6) モニタリング方法の検討
- 7) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、影響を受ける可能性のある地域住民や広く知見・意見を有する個人・団体含めて合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を実施機関が主体的に行うよう実施機関を支援する。)

(7) 本邦研修

本邦研修に関し、受注者が提案する本業務で実施すべき活動内容、受け入れ先及び時期の案について、内容、時期を固め、本研修の実施に先立ち、内容、日程、受け入れ先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。詳細については、上記第6条(10)を参照すること。本邦研修については、国内再委託を認める。

(8) セミナー/ワークショップ、広報等

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、バングラデシュ側及び日本側、近隣諸国や他ドナー等に広く理解してもらえるよう、ウェブでの情報発信、政府関連機関や他ドナーとの会議、各種セミナーなど多様な機会を捉え、分かり易く積極的かつ効果的な情報発信を行う。また、本プロジェクトの成果等の情報を、

JICA のウェブサイトに定期的にアップする。そのために必要となるサイトのデザイン検討、原稿案作成、写真撮影等を定期的に行う。

加えて、本プロジェクトの概要を説明するパワーポイント資料(一枚:和文·英文)をプロジェクト開始時に作成し、進捗に合せて更新する。広報活動の具体的な提案をプロポーザルで行うこと。

第8条 報告書等

(1)調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、 その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート(簡易製本)

記載事項:業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期:調査開始後半月以内

部 数:英文33部(JICA3部、バングラデシュ側30部)、和文3部

電子データ:上記報告書の PDF

2) インテリムレポート(簡易製本)

記載事項:マスタープラン策定の進捗状況

提出時期:現地調査開始後およそ6か月後

部 数:英文33部(JICA3部、バングラデシュ側30部)、和文3部

電子データ:上記報告書の PDF

3) プログレスレポート1(簡易製本)

記載事項:作業の進捗を取りまとめたもの

提出時期:現地調査開始後およそ 10 か月後

部数:和文3部

電子データ:上記報告書の PDF

4) ドラフトマスタープランレポート(簡易製本)

記載事項:マスタープランのドラフト

提出時期:現地調査開始後およそ12か月後

部 数:英文 33 部(JICA 3 部、バングラデシュ側 30 部)、和文 3 部

電子データ:上記報告書の PDF

5)マスタープランレポート(製本版)

記載事項:完成版マスタープラン

提出時期:現地調査開始後およそ 18 か月後

部 数:英文33部(JICA3部、バングラデシュ側30部)、和文3部

英文 33 部 (CD-R) 、和文 3 部 (CD-R)

6) プログレスレポート2(簡易製本)

記載事項:作業の進捗を取りまとめたもの提出時期:現地調査開始後およそ22か月後

部数:和文3部

電子データ:上記報告書の PDF

7) プロジェクトファイナルレポート(製本版)

記載事項:完成版マスタープラン以外の調査結果の全体成果 (エネルギーデータ管理体制に係るキャパシティビルディングの活動、成果を含む)

提出時期: 2023 年 11 月

部 数:英文33部(JICA3部、バングラデシュ側30部)、和文3部

英文 33 部 (CD-R) 、和文 3 部 (CD-R)

ドラフトマスタープランレポート及びマスタープランレポート、プロジェクトファイナルレポートの巻頭には 10 ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

マスタープランレポート、プロジェクトファイナルレポート(外部公開用)については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷及び電子化(CD-R)の提出が必要な場合の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照もしくは、規定上必要でない場合は不要とする。

現地業務開始から 12 ヶ月後を目途にマスタープラン案を含む「ドラフトマスタープランレポート」を提出し、その後バングラデシュ政府内の合意形成・承認手続き (約6か月)を経て「マスタープランレポート」を提出する。その後、エネルギーデータ管理体制強化に係る活動を実施し、事業の最終的な報告書として「プロジェクトファイナルレポート」を提出する。

(2) 技術協力作成資料等

1)各種講義資料

記載事項:Off-JT、OJT等で使用した各種講義資料

提出時期:ファイナルレポート提出時

部 数:英文2部(CD-R)

(3) その他の報告書類

1)業務計画書

記載事項:共通仕様書の規定に基づく 提出時期:契約締結後 10 営業日以内

部 数:和文3部(簡易製本)

2)業務実施報告書

ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項:

① 最終報告書の概要

②活動内容(調査)

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容(技術移転)

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転 の活動について記述

- ④業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、調査体制等)
- ⑤今後の案件実施スケジュール(資金調達の見込み等)
- ⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③研修員受入れ実績
- ④調査用資機材実績(引渡リスト含む)
- 5合同調整委員会議事録等
- ⑥その他調査活動実績

提出時期:業務終了時

部 数:和文3部(簡易製本)

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

(5) その他提出物

1)議事録等

先方政府機関との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAバングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

2) その他

上記の提出物のほかに、エネルギー消費量調査で収集・分類・分析した需要側のデータのオリジナルデータ(個票データ)、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

- (6) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項
 - 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
 - 2) 各報告書は、バングラデシュ側への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、 内容等について承諾を得ること。

- 3) 各報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 4) 各報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合 が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 6) 各報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第4章 業務実施上の条件

(1)業務工程

2021年6月上旬より本業務を開始し、2023年11月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
 - 1)業務量の目途

約 120 人月 (M/M) (現地:90M/M、国内30M/M)

2)業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案 してください。

- 1. 業務主任者/エネルギー政策(1号)
- 2. 低・脱炭素政策(2号)
- 3. エネルギー経済分析
- 4. エネルギー需給最適化分析(エネルギーバランス)
- 5. 一次エネルギー分析(再エネ)
- 6. 一次エネルギー分析(化石燃料)
- 7. エネルギーデータ管理
- 8. 需給分析(電力・ガス)
- 9. 電源開発計画(3号)
- 10. 再生可能エネルギー導入促進計画
- 11. 系統計画・解析
- 12. 系統運用
- 13. 配電設備計画
- 14. LNG 事業の法整備支援
- 15. 経済・財務分析
- 16. 需要側管理(Demand Side Management)
- 17. 低・脱炭素政策・技術(運輸・交通)
- 18. 低・脱炭素政策・技術(産業・民生・商業)
- 19. 環境社会配慮

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。その他、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

- > 環境社会配慮調査
- ▶ エネルギー消費量調査(ガス、電気会社の小売データの収集・分類・分析)

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託

契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務 遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4)配布資料/閲覧資料等

- 1)配布資料
- ▶ 要請書(写)
- ▶ 討議議事録(R/D) (写)
- > 案件概要表
- ▶ バングラデシュ人民共和国「電力・エネルギーインフラ整備に係る情報収集・確認調査」最終報告書(2018年)
- (貸与資料)カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)

2) 公開資料

Revisiting PSMP

https://powerdivision.portal.gov.bd/sites/default/files/files/powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d_1180_4c53_b27c_8fa0eb11e2c1/Revisiting%20PSMP2016%20%28full%20report%29_signed.pdf

- ➤ Gas Sector Master Plan 2017 https://mpemr.gov.bd/assets/media/pdffiles/Bangladesh_GSMP_Final_Rep ort.pdf
- バングラデシュ国「省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」ファイナルレポート(和文要約版) (2015年)
 https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020219.html
- The Project for Development of Energy Efficiency and Conservation Master Plan in Bangladesh, Final Report (2015) https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020220.html https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020221.html
- ▶ 詳細計画策定調査における環境社会配慮確認結果 https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/category_a_b_fi.html
- ▶ 第8次五か年計画

http://www.plancomm.gov.bd/sites/default/files/files/plancomm.portal .gov.bd/files/68e32f08_13b8_4192_ab9b_abd5a0a62a33/2021-02-03-17-04ec95e78e452a813808a483b3b22e14a1.pdf

(5) 対象国の便宜供与(必要な場合に記載) 討議議事録(R/D)を参照のこと。

(6) その他留意事項

- 1)安全管理
 - 1. 現地調査/業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。

同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、 関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前(遅く とも出発の14営業日前)に予め連絡し、機構の承認を得ること。

① (渡航前)

(イ)機構が行う安全対策研修・訓練の受講:

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」(対面座学) 又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事 者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講すること。

(ロ)機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング:

全業務従事者(日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該 従事者を含む。)が渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。

(ハ)外務省「たびレジ」への登録:

全業務従事者が各自登録を行うこと。

(二) JICAバングラデシュ事務所の連絡先等情報提供:

安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により発注者に提供すること。また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

② (渡航後)

バングラデシュ到着後、速やかにJICAバングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。

- 2. 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保(可能な限り複数)する。特に、モバイルデータ通信や無線LAN接続可能な携帯電話等(スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能)を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3. バングラデシュ国内での安全対策については、JICAバングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行うとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル(ゼネラル・ストライキ)等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。
- 4. 宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。
- 5. 執務室についても機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であってもJICAバングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが

必要な場合は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を協議する)。

- 6. ダッカ市外への訪問は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従い、 事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の 帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた 手配が困難な場合には、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。
- 7. 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- 8. 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を協議する)。

2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓、またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

3) JICA内での勉強会

資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。コンサルタントは、JICA担当部からの依頼に基づき、本プロジェクトにおいて作成する資料を必要に応じて勉強会用に編集し、JICA内勉強会等での発表、ディスカッション等に協力する。(これに必要なM/Mは業務主任者/エネルギー政策、低・脱炭素政策のM/Mに含まれることを想定)なお、想定している内容は、一次エネルギー需給バランスの分析手法、低脱炭素に向けた計画における経済財務分析手法、需要側の低脱炭素技術、LNG法的枠組み、エネルギー管理体制などであり、時期は本プロジェクトにおいてそれぞれの情報が整理されるタイミング、勉強会開催に必要な調整はJICAが行う。

以上